

業務指示書

ラオス国電力系統マスターplan策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月12日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月18日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)

第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入れの代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 以下の者については、競争への参加を認めません。

本調査の詳細計画策定調査において、「電力系統計画」「系統運用基準」を受注した者は、互いに共同企業体を結成して競争に参加することはできません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力系統計画策定に関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電力系統計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：電力系統計画に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力融通制度】

1) 類似業務の経験：電力融通制度に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統運用計画】

- 1) 類似業務の経験：系統運用計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省府統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年7月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

現地・国内再委託、機材調達

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LAK1 = 0.013920 円 , US\$1 = 111.326000 円 , EUR1 = 124.403000 円)

第8 プrezenteーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezenteーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電力系統計画
電力融通制度
系統運用計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.52 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月18日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》調達ガイドライン コンサルタント等の調達》コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ラオス国電力系統マスター・プラン策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／電力系統計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 電力融通制度	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 系統運用計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ラオス国内の送電系統は4地域（北部、中央部1、中央部2、南部）に分かれており、電力供給は各地域で独立した形で行われてきた。そのため、ラオスの送電分野については4地域の基幹送電網の連系が優先課題となっていたが、2016年に完工した「中央部2と南部」を結ぶ送変電施設の運転開始をもって、115kV及び230kV送電線による国内系統の連系が実現した。

また、ラオスは豊富な水力資源を有しており、ラオス政府はこれを活用した近隣国（タイ）への電力輸出を産業の大きな柱としている。同国における発電設備出力の約9割は輸出を主目的とした独立発電事業者（IPP）が所有しており、国内総発電量のうち電力輸出が占める比率は約8割に達している。しかし、近年ラオス国内でも、順調な経済成長を背景に、国内の販売電力量は過去10年間で約4倍に増加しており、国内向けの電源開発も急務となっている。現在、ラオス電力公社（EDL）は「電力開発計画（Power Development Plan：PDP）2020」に基づき、国内向けの電力供給設備の整備を進めている。

更に、2016年1月に発表された2030年までの開発目標を示した「Vision 2030」の中で、電力セクターについては、「アセアン域内の送電網との国際連系の促進」「工業化・近代化のための電力安定供給の実現」が目標として掲げられた。前者については、近隣国との電力輸出入システムの最適化を意図したものである。ラオス政府は、隣国との電力融通拡大のための「System to System（ラオス系統と近隣国系統との連系）」体制の確立を目指しており、これまでIPPが専用送電線で行っていた電力輸出についても、今後開発される発電所は国内系統に接続しその上で輸出を行う計画となっている。また、後者については、産業・社会の高度化に向け、国内需要の充足と停電時間の減少、電圧・周波数の安定化といった高品質の電力供給を目指すものである。

これら状況に対応するためには、まずは、近隣諸国の電力需給構造や見通し、電力取引や広域融通に係る政策制度枠組み並びに実現に向けた各種制度・技術的課題やリスク等を明らかにする必要がある。その上で、送電系統については、設備計画面・運用面の両面から検討された新たなマスター・プランの策定が不可欠である。また、ラオス政府が構想している、「System to System」による電力融通の拡大のためには、現状ラオス国内よりも高品質な電力供給が行われている近隣国の水準と同等かつ調和のとれた設備形成・系統運用を行う必要がある。

かかる状況下、先方政府より、ラオス国内の電力需要想定・電源開発計画に加え電力融通を想定する近隣諸国の電力計画も踏まえた新たな系統設備整備計画及びグリッドコードの制定など系統運用面でのルール整備への協力が要請された。

要請を受け、JICAは2016年10月～11月に詳細計画策定調査団を派遣し、エネルギー・鉱業省及びEDLとの間で議事録（M/M）の署名を行った。その後、2017年5月30日にラオス側とJICAラオス事務所との間で討議議事録（R/D）が署名された。

2. プロジェクトの目的

(1) プロジェクトの目的

「System to System」による電力融通の拡大実現に向けたロードマップ及び必要となる系統設備の整備計画を作成するとともに、グリッドコードなど系統運用面でのルール整備を支援することで、ラオス国内安定供給及び域内電力融通レジームの着実な進展に貢献する。

(2) 期待される成果

- 1) 「System to System」による電力融通の拡大の実現に向けた、政策・制度面の提言を含むロードマップ及び電力系統整備計画が作成される。
- 2) 広域融通システム構築に必要な系統運用ルールが準備される。

(3) 対象地域

ラオス全国（電力融通に係る調査は近隣諸国を含む）

(4) 関係官庁・機関

主管官庁：エネルギー・鉱業省（Ministry of Energy and Mines：以下 MEM）

実施機関：ラオス電力公社（Electricite Du Laos：以下 EDL）

3. 業務の範囲

本業務は、2017年5月にJICAとラオス関係機関との間で署名された討議議事録（以下R/D）に基づく開発計画調査型技術協力として、本業務受注コンサルタント（以下、コンサルタント）は、「2. プロジェクトの目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) ステージ分けについて

「ステージ1」は、ラオスの電力融通拡大のシナリオの検討が主目的であり、併せてその実現のためのロードマップを整備する。また「ステージ2」は、ラオス側と確認した電力融通拡大のシナリオを実現するための電力系統計画（個別事業の優先付けを含む）を作成することが目的である。そのため「ステージ2」については、「ステージ1」で電力融通拡大のシナリオについてラオス側と合意した後、業務を開始することとする。

電力融通拡大のシナリオの検討にあたっては、ラオス国内および近隣国の現状について収集した情報を基に複数シナリオを作成し、それをラオス側と十分に協議の上、合同調整委員会（Joint Coordination Committee：以下、JCC）の場で最終的に選択、合意すること

とする。なお、キックオフミーティングなど、重要な協議には JICA 担当者も同席する。

(2) 「ステージ 1」の実施方針

ラオス側は、近隣国との電力融通拡大のための「System to System」体制の確立とそれを利用した電力輸出拡大を両立させたいと考えている（以下、「基本シナリオ」とする）。しかし、「System to System」体制の確立には、①国内の送電系統が安定的に運用可能な状況にあること（電力需給が計画通りにバランスし、定められた周波数・電圧による電力供給が行われている状況）、②近隣国系統との連系線の潮流が制御可能な状況にあること、の 2 点が最低限必要であるが、ラオスではどちらも実現していない。加えて、電力輸出拡大についても、政府間でラオスからの最大輸出量のみが確認された覚書（MOU）が締結されているのみであり、JICA では基本シナリオの実現には時間を要すると考えている。他方、新規に開発される発電所が計画通りに国内系統に接続されていくと、国内では電力が余ることになり、IPP との間で電力売買契約（PPA）を締結している EDL に多額の損害が発生する可能性が高い。それを回避するためには、基本シナリオの実現を目指しつつ、応急的な対応策の検討が必要な状況である。

そこで、「ステージ 1」では、ラオスの電力セクターの現状分析（PDP 等の計画、設備の状況、基準・ルールの整備状況のレビュー）を行ったうえで、「基本シナリオ」の実現可能性を検討する。またその結果を基に、応急的な対応策を作成し、ラオス側と合意とともに、「基本シナリオ」の実現に向けたロードマップを作成することとする。

なお、ロードマップの作成にあたっては、以下の 2 点の要素を盛り込むこと、

- ・送電系統整備について、電源開発を IPP に委ねながら近隣国との送電系統連系を進めようとする EDL が、どのように送電系統計画を検討すべきか、また建設資金の確保や回収はどうすべきか、という点について、発送電が完全に分離された状態で多国間系統連系が行われている欧州地域（欧洲送電系統運用者ネットワーク（ENTSO-E））における送電事業者の事例や、「電力システム改革」の一環として日本で進行している電力会社間の垣根を越えた系統の広域的運用の観点から必要な設備を特定する仕組みの導入等を、歴史的な経緯、政治経済的脈絡や事業体制の相違、合意形成の枠組みや意思決定の在り方等をレビューしつつ、本事業への示唆を検討すること。特に、送電系統整備の実施を判断するための経済性評価の手法や料金回収メカニズム（託送料金の考え方や送電事業のビジネスモデル）についても検討する。

- ・電力輸出の拡大について、ラオスが輸出する電力の価値をいかに高めるかという点（例えば近隣国が自国内での電源開発を行うよりも、ラオスの系統経由で輸入することのメリットを検討）から、その実現に必要な技術的・制度的な提言を盛り込む。

(3) 「ステージ 2」の実施方針について

「ステージ 2」では、ラオス側と合意した応急的な対応策に沿った電力系統整備計画を策

定する。目標年は PDP に合わせ、2030 年、2025 年、2020 年とし、個別事業の優先付けも行うこととする。

また、緊急に対応する必要性の高い事業があれば、JICA に報告すること。JICA では簡易な F/S を追加的に実施することを検討の上、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

（4） 実施体制について

ラオス政府は、コンサルタントと MEM・EDL の担当者が協働を通してラオス側に技術移転がなされることを重視している。よって、本業務では MEM・EDL とコンサルタントによる Joint Study Team を組むこととし、R/D で合意している。また、Joint Study Team の上位に MEM エネルギー政策・計画局長を議長とする合同調整委員会（Joint Coordination Committee：以下、JCC）を設けることを合意している。業務にあたっては、JCCを中心として、本業務に係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう十分留意すること。そのためのツールとして、調査分析の結果は、関係者と議論の上イシュ一毎にディスカッションペーパーの形で整理し、実務レベル、政治レベルを含め丁寧に合意形成して行くこと。

一連の作業を共同で行い、「ステージ 1」については分析結果をカウンターパートが中心となり、MEM・EDL を含む、政府幹部に説明し、要所で合意を得ながら進められることが望まれる。また「ステージ 2」については、送電系統整備計画について、カウンターパートが中心となり、そのドラフトを基に近隣国関係者とディスカッションを行い、最終化することが期待される。以上の趣旨を踏まえ、コンサルタントはカウンターパートの活動を支援すること。

（5） 系統解析用のソフトウェア

今回は系統解析用のソフトウェアの供与は予定していないが、EDL では PSS/E に加え、系統連系しているタイ発電公社が採用している Digsilent を併用していることから、ラオス側との共同作業を実施する際には、コンサルタントは両方のソフトに対応することが望まれる。

（6） 他ドナーとの関係

アジア開発銀行（ADB）はこれまで Greater Mekong Sub-region（GMS）域内諸国（ラオス・カンボジア・タイ・ベトナム・ミャンマー・中国雲南省等）の電力取引拡大を支援しており、現在、関係国の代表者で構成される域内電力取引調整委員会（RPTCC）が定期的に開催されている。現在ラオスが目指す「System to System」体制の確立は、その構想に沿ったものである。本プロジェクトはこの ADB 支援の方向性は踏まえつつ、時間的な制約がある中でラオスにとって現実的な計画作りを支援するものである。また世界銀行は「電

気料金調査を通じた EDL 財務分析」「電力法改訂支援」「電源開発（水力）計画関連」「中央給電指令所機能拡張支援」を実施中であるが、世界銀行からは特に EDL の財務分析についての情報共有を期待されている。

本業務の過程ではこれら機関との情報交換を行い、JICA 本部・事務所と適時共有のうえ、活動に重複等がないよう効果的な連携を図ること。

（7）近隣国関係機関とのディスカッション、意向確認

本業務では、【ステージ 1】の業務「(3) 電力融通拡大が想定される近隣国の電力開発計画・需要想定に関する情報収集、融通に向けた意向確認」の一環として、本プロジェクトの説明と情報提供を依頼するため、また、【ステージ 2】の業務「(1) 新たな電力系統整備計画の策定」の一環として、そのドラフトを基に今後の方向性についてのディスカッションのため、コンサルタントはラオス側関係者と共に、隣国タイとベトナムのエネルギー関係省庁及び電力公社を訪問することとする。期間については各回 1 週間ずつとし、コンサルタントは総括含め 3 名程度が同行する。なお、ラオス側関係者の旅費として、各回 5 名分のビエンチャン→ハノイ→バンコク→ビエンチャンのエコノミークラス航空券を別見積りで計上すること。詳細は、第一次現地調査時にラオス側と協議することとする。

（8）環境社会配慮

本業務は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）においてカテゴリ B に分類される。調査実施にあたっては、戦略的環境アセスメント（SEA : Strategic Environmental Assessment）の考え方を導入することとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とスコーピングを行い、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととする。

5. 業務の内容

業務の各作業項目は 2017 年 5 月に締結した R/D に則して実施することとし、以下に記載の内容を網羅して実施すること。

【ステージ 1 2030 年までのラオス及び近隣国の電力開発に関する各種計画のレビュー】

（1）電力セクター関連の概況

電力セクター（電力需給・電力輸出入・地方電化・組織改編）、電力以外の河川利用（灌漑・上水道等）の現況を確認すること。

（2）国内需要想定のレビュー

最新の需要想定は準備中の「PDP 2025」の中で行われており、MEM の電力量予測を踏まえ、EDL が全国の最大需要と地域毎の需要想定を実施している。そのレビューのため、

人口・GDP 等マクロ経済指標の確認に加え、各変電所単位の電力需要の積上げを行うため、経済特区（SEZ）開発・鉄道建設・鉱山開発について最新状況及び、地方電化のための配電線（22kV）延伸計画を確認すること。なお、負荷曲線の将来形状を想定した国内最大需要およびピーク継続時間の想定を行っておくものとする。過去の需給見通しと実績との乖離、GDP 弾性率算出のためのベンチマーク検討等統計的な観点から課題を整理し改善策を提案する。

（3）電力融通拡大が想定される近隣国の電力開発計画・需要想定に関する情報収集、融通に向けた意向確認

ラオス側では、輸出を想定する GMS 域内のピーク需要は 2020 年断面で 136,237MW、2030 年断面で 231,806MW としている。また輸出の計画としては現在、タイとの間で 9,000 MW 分、ベトナムとの間で 5,000 MW 分、中国との間で 2,000 MW 分、カンボジアとの間で 2,000 MW 分の電力輸出について覚書（MOU）を結び、また別途ミャンマーには 3~500 MW 程度、マレーシアに 100MW、シンガポールに 100MW の輸出構想がある。

これら国の需給想定入手し、その想定の前提条件を確認の上、2030 年までの域内の需要想定シナリオを策定する。また各国の電力開発計画について、ラオスとの電力融通の余地の確認という観点から分析する。なお、ラオスと各国との MOU の内容を確認すること（具体的な時期や取引条件明記の有無）。

併せて、現状から、広域電力融通体制が構築されるまでの間について、域内での需給見通しを既存資料等から分析し、時系列で整理し、シナリオ作りの基礎資料とする。

（4）国内の電源開発計画の全容把握及び既設発電整備の現況の確認

「PDP 2025」では、「電源開発計画」については、EDL が、MEM が持つ輸出用 IPP の電源計画の情報と自社の計画（IPP 分含む）を集めて策定しており、業務開始後ラオス側から最新情報が提供される。それを基に、現行建設中のプロジェクト情報（発電諸元、運転開始時期、経済性、雨季・乾季別電力供給量、環境社会配慮等）を整理すると共に、2020 年以降の運転開始が予定されるプロジェクトについてはその実現性も評価するため、技術・経済・環境面の情報を収集する。また既設発電設備について、発電諸元、運用実績に加えて、定期点検状況を踏まえた実供給力について情報を収集する。対象は水力（小水力含む。輸出専用含む）に加え、民間による火力発電や太陽光・風力・バイオマス等の再エネについても設備容量 1MW を超える大規模なものは対象とする。なお、水力発電計画につき、発電諸元表に加えて、位置図（平面図・縦断図）、発電施設図を情報収集して、既設発電所および新規発電計画毎に整理するものとする。

（5）既存の電力系統整備計画のレビュー及び既存設備の安定度解析

対象とする設備の電圧は、115kV 以上とする。まずは現在の送電系統の安定度の評価を

行う。現在新規電源の運転開始によると推測される系統動搖現象が発生しているが、原因についてデータ解析による解明と対応策の検討を行う。次に、現在建設中・計画中の新規電源への対応として、EDL では国土を南北に貫く 500kV 送電線を軸とする国内送電系統整備を想定しているが、同想定の妥当性について技術的及び費用対効果の観点から検討する。また、国内系統間（北部・中央部 1・中央部 2・南部）連系線、タイとの連系線の利用状況を確認する。なお、4. (6)「他ドナーとの関係」に記載した計画に加え、中国が計画中の雲南省からラオスを経由してタイに至る送電線建設が計画されていること、また中国支援による地方制御所の設置が計画されていることも考慮に入れた上で、検討を行うものとする。

（6）既存の系統運用ルール（グリッドコード）のレビュー及び近隣国と調和のとれた新たな系統運用ルールの検討

「System to System」による電力融通の拡大には、隣国と調和する系統運用ルールの設定が求められる。他方、ラオスの現在の系統運用ルール（グリッドコード）は、電力法やそれに基づく技術基準（LEPTS）と異なり、正式に政府の承認を得たものではなく、MEM の前身である MIH（Ministry of Industry and Handicrafts）と EDL 間で議論し、両者間で合意されたものである。また EDL では、グリッドコードに準拠した系統運用が行われているとのことだが、社内には過去の経験等に基づいて人伝えで伝承されている手順はあるが、ルールに従ってマニュアル化されたものではないとのことである。

そこで、①EDL 社内の系統運用の手順を確認の上、グリッドコードと比較する、②その上で ADB が 2013 年に実施したラオスのグリッドコードと GMS ルールとのギャップアナリシスをアップデートする。また（8）で策定するロードマップの中で、隣国との調和に向けて必要な人的・制度的・設備投資を提案する。

なお「ステージ 2」で作成する「系統整備計画」は、グリッドコードと調和したものとし、LEPTS についてもグリッドコードに沿って更新が必要であれば提案を行うこと。

（7）系統運用に関するラオス側の能力強化

「System to System」による電力融通の拡大には、共通の系統運用ルールの整備に加え、系統運用に携わる MEM・EDL 職員の技術レベル向上も不可欠である。（6）で行う系統運用ルールの提案に加え、それらをワークショップ形式で紹介し、能力強化を図る。なおワークショップは MEM または EDL 施設で開催するものとし、開催費用の計上は要しない。

（8）ステージ 1 の結果の取りまとめ

以上の結果を取りまとめ、「4. 実施方針及び留意事項（2）」の趣旨に沿って、応急的な対応策を作成し、ラオス側と合意するとともに、「基本シナリオ」の実現に向けたロードマップを作成することとする。

なお、応急的な対応策としては、「基本シナリオ」実現までのつなぎとして、まずは電力輸出拡大を先行させるため、現状分析の結果、国内供給用としては余剰となると判断される新規発電所について、従来通り専用線で隣国に輸出させるなどの対応策が想定される。

【ステージ 2 新たな電力系統整備計画の策定】

(1) 新たな電力系統整備計画の策定

新たな電力系統整備計画の策定においては、ステージ 1 で収集・分析した情報を基に、EDL により財務的に実現可能な複数のシナリオを作成の上、戦略的環境アセスメント (SEA) の結果も含め、個別事業の優先付けを含む最適な計画を選定すること。目標年は PDP に合わせ、2030 年、2025 年、2020 年として、計画を整理すること。

(2) 戦略的環境アセスメントの実施

詳細計画策定調査における環境社会配慮報告書及び、R/D に基づき、最低限以下の内容を実施する。

1) 戰略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策、計画、プログラム (PPP) レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会環境項目とその評価方法を明らかにすること）を実施したうえで、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

2) 主な調査項目は、以下のとおり。

ア. 政策、計画等の目的・目標の検討

イ. 諸制約のなかで目標を達成するための代替案の検討

ウ. 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）

エ. スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

オ. ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民の生活区域及び経済社会状況等）の確認

カ. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(ア)環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

(イ)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月) との乖離

(ウ)関係機関の概要

キ. 影響の予測

ク. 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討 (PPP レベル)

ケ. 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

- コ. モニタリング方法の検討
- サ. ステークホルダー協議の開催支援

(3) 新規系統整備に向けた EDL の財務状況の分析

EDL の財務状況をレビューする。レビューにあたっては、電力料金動向、EDL の財務構造や借入能力を考慮する。なお、世界銀行が現在「電気料金調査」を実施していることから、情報交換を行うこと。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 2 週間以内

部 数：英文 15 部 (JICA 5 部、ラオス側 10 部)、和文 4 部 (簡易製本)

電子データ：上記報告書の PDF

2) インテリムレポート (1)

記載事項：「ステージ 1」の分析結果ドラフト

提出時期：調査開始 4 ヶ月後を目処

部 数：英文 15 部 (JICA 5 部、ラオス側 10 部)、和文 5 部 (簡易製本)

電子データ：上記報告書の PDF

3) インテリムレポート (2)

記載事項：「ステージ 1」の分析結果

提出時期：調査開始 7 ヶ月後を目処

部 数：英文 15 部 (JICA 5 部、ラオス側 10 部)、和文 5 部 (簡易製本)

電子データ：上記報告書の PDF

3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時 (調査開始 14 ヶ月後を目処)

部 数：英文 15 部 (JICA 5 部、ラオス側 10 部)、和文 5 部 (簡易製本)

電子データ：上記報告書の PDF

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するラオス側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：英文 20 部（JICA 5 部、ラオス側 15 部）、和文 5 部（製本版）

英文 20 部（CD-R）、和文 5 部（CD-R）

ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポートの巻頭には 10 ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

（2）その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① ファイナルレポートの概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③合同調整委員会議事録等

④その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）

（3）その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA ラオス事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも 5 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告する。

3) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

（4）その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、ラオス側への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、内容等について承諾を得ること。
- 3) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 4) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えればデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 6) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3. 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年8月下旬より業務を開始し、2017年12月下旬を目途にインテリムレポート（1）を、2018年3月下旬を目途にインテリムレポート（2）を提出する。2018年10月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2019年1月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約 53.08 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、可能な限り継続的に現地に要員を配置するよう工夫すること。

1) 総括／電力系統計画（2号） 評価対象

2) 系統解析

3) 電力融通制度（3号） 評価対象

4) 託送制度

5) 電源開発計画（水力）

6) 送電線計画

7) 系統運用計画（3号） 評価対象

8) 投資計画／経済財務分析

9) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

討議議事録（R/D）を参照のこと。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

（1）配布資料

1) 詳細計画策定調査報告書

2) 討議議事録（R/D）

3) 外部公開用環境社会配慮報告書（英）

4) 環境社会配慮力テゴリB 案件報告書執筆要領

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・「ラオス国 送変電設備マスタープラン調査ファイナル・レポート」
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000005378>
- ・「ラオス国 電力系統計画調査ファイナル・レポート」
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000250645>
- ・「Project for the Improvement of the Governance Mechanism for Sustainable Power Development Planning Final Report」
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000011070>
(和文は「ラオス国電力セクターガバナンス機能向上に向けた技術支援プロジェクトファイナル・レポート（要約版）」)
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000011069>

5. 機材の調達

本業務では機材の調達は想定していないが、コンサルタントが業務遂行上必要と考える機材があればプロポーザルにて提案すること（別見積り）。

6. 現地再委託及び国内再委託

以下の業務に関する現地再委託を認める。その他、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

- ・戦略的環境アセスメントにおいてラオス側が開催するステークホルダーミーティングの開催支援

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目

なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全への配慮

現地作業中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在ラオス日本国大使館、JICA ラオス事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) JICA 内での勉強会

資源・エネルギーグループでは、より開発効果の高い協力事業を企画し実施していくため、エネルギー分野における最新課題、政策・技術動向、個別の事業における効果的な取り組み等について、組織的な知見の蓄積を推進している。本プロジェクトにおいては、① GMS における電力需給見通し、②多国間電力融通システムの先進事例レビューと GMS における適用可能性、③多国間におけるグリッドコード調整に向けた課題と対応策等、今後 JICA が電力分野の協力を企画、実施していく上で非常に重要なアウトプットが整理される見込みである。コンサルタントは、JICA 担当からの依頼に基づき、本プロジェクトにおいて作成する資料を勉強会用に編集して、JICA 内勉強会等での発表、ディスカッション等に協力する。なお、想定している内容は、上記①～③に加えて、送電系統計画策定手法の概論、時期は本プロジェクトにおいてそれぞれの情報が整理されるタイミング、勉強会開催等実施に必要なアレンジは JICA が行うこととする。

以 上